○東京都台東区みどりの条例施行規則

平成５年３月31日

規則第13号

東京都台東区みどりの条例に基づき制定

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、東京都台東区みどりの条例（平成４年10月台東区条例第39号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

第２章　みどりの保護

（保護樹木等の指定基準）

第３条　条例第７条第１項及び第２項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　樹木

ア　地上1.5メートルの高さにおける幹廻りが1.2メートル以上あり、かつ、健全なもの

イ　つる性樹木のうち枝葉の面積が20平方メートル以上あり、かつ、健全なもの

(2)　樹林　樹林（樹冠にすきまがない樹木の集団）の面積が100平方メートル以上あるもので、樹林を構成する樹木の健全なもの

(3)　前２号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるもの

（保護樹木等の指定手続）

第４条　条例第７条第１項に規定する所有者等の同意は、保護樹木等指定合意書（第１号様式）によるものとする。

２　条例第７条第２項に規定する所有者等からの申請は、保護樹木等指定申請書（第１号の２様式）によるものとする。

３　条例第７条第３項に規定する通知は、保護樹木等指定通知書（第２号様式）によるものとする。

（保護樹木等の助成）

第４条の２　条例第９条第１項に規定する助成は、次に掲げるものとし、国及び地方公共団体以外の者が所有し、又は管理する保護樹木等について行うものとする。

(1)　日常の維持管理に要する費用に係る助成

(2)　剪定等（樹木の生育を目的とした剪定をいい、当該剪定に伴い行う施肥、土地の改良及び病害虫の防除を含む。以下同じ。）に要する費用に係る助成

（日常の維持管理に要する費用に係る助成）

第４条の３　前条第１号の助成の基準及び額は、次のとおりとする。ただし、助成額は、１所有者等につき１年度当たり10万円を限度とする。

(1)　第３条第１号アに規定する樹木

樹木数	金額
1本	10,000円
2本以上	10,000円に、1本を増すごとに5,000円を加算した額

(2)　第３条第１号イに規定するつる性樹木

枝葉の面積	金額
20平方メートル以上30平方メートル未満	3,000円
30平方メートル以上	3,000円に、20平方メートルを増すごとに1,000円を加算した額

(3)　第３条第２号に規定する樹林

樹林の面積	金額
100平方メートル以上500平方メートル未満	30,000円
500平方メートル以上1,000平方メートル未満	40,000円
1,000平方メートル以上	50,000円

２　前条第１号の助成を受けようとする保護樹木等の所有者等は、保護樹木等助成金交付申請書（第２号の２様式）を区長に提出しなければならない。

３　区長は、前条第１号の助成を決定したときは、保護樹木等助成金交付決定通知書（第２号の３様式）により、保護樹木等の所有者等に通知するものとする。

（剪定等に要する費用に係る助成）

第４条の４　第４条の２第２号の助成の基準及び上限額は、次のとおりとする。ただし、上限額は、１所有者等につき１年度当たり30万円を限度とする。

(1)　第３条第１号アに規定する樹木

幹廻り	上限金額（1本当たり）
幹廻り1.2メートル以上1.5メートル未満	30,000円
幹廻り1.5メートル以上2.1メートル未満	50,000円
幹廻り2.1メートル以上2.8メートル未満	100,000円
幹廻り2.8メートル以上4.7メートル未満	150,000円
幹廻り4.7メートル以上	300,000円

(2)　第３条第２号に規定する樹林　10万円

２　第４条の２第２号の助成の助成額は、保護樹木等の剪定等に要する費用の実支出額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に２分の１を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は前項の上限額のいずれか少ない額とする。

３　第４条の２第２号の助成を受けようとする保護樹木等の所有者等は、次に掲げる書類を添えて、保護樹木等剪定等助成金交付申請書（第２号の４様式）を区長に提出しなければならない。

(1)　剪定等の実施前の全景及び幹廻りが分かる写真

(2)　剪定等に係る見積書の写し

(3)　その他区長が必要と認める書類

４　区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定したときは、保護樹木等剪定等助成金交付・不交付決定通知書（第２号の５様式）により、保護樹木等の所有者等に通知するものとする。

５　前項の規定により助成金の交付の決定を受けた保護樹木等の所有者等は、保護樹木等の剪定等の完了後、速やかに次に掲げる書類を添えて、保護樹木等剪定等完了報告書（第２号の６様式。以下「完了報告書」という。）を区長に提出しなければならない。

(1)　剪定等の完了後の全景写真

(2)　剪定等に係る費用を支払ったことが分かるもの

(3)　その他区長が必要と認める書類

６　区長は、前項の規定により完了報告書が提出されたときは、現場検査等による審査を行い、助成金の額を確定したときは、保護樹木等剪定等助成金交付確定通知書（第２号の７様式）により、保護樹木等の所有者等に通知するものとする。

７　第４条の２第２号の助成は、同一の保護樹木等につき、申請日から５年を経過するまで新たに申請することはできない。

（助成決定の取消し）

第４条の５　区長は、第４条の２の助成の決定を受けた者が、偽りその他不正の手段により助成の決定を受けたときは、当該助成の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（保護樹木等の標識及び台帳）

第５条　条例第10条第１項に規定する標識は、保護樹木等指定標識（第３号様式）によるものとする。

２　条例第10条第２項に規定する台帳は、保護樹木等台帳（第４号様式）によるものとする。

（保護樹木等に係る届出）

第６条　条例第11条に規定する届出は、保護樹木等伐採等届出（第５号様式）によるものとする。

（保護樹木等の指定解除）

第７条　保護樹木等の所有者等は、条例第12条第１項第２号に規定する指定解除の申出をしようとするときは、保護樹木等指定解除申請書（第６号様式）により区長に申し出なければならない。

２　条例第12条第１項第３号に規定する保護樹木等として相当でなくなったときとは、保護樹木等が第３条各号で規定する基準に該当しなくなったときとする。

３　区長は、条例第12条各号の規定による指定の解除をしたときは、指定解除通知書（第７号様式）により保護樹木等の所有者等に通知するものとする。

（買取り等の申出）

第８条　保護樹木等の所有者等は、指定の解除を受けることができないため、条例第13条に規定する土地の買取り等の申出をしようとするときは、土地買取り等申出書（第８号様式）により区長に申し出なければならない。

２　区長は、条例第14条に規定する土地の買取り等の決定をしたときは、土地買取り等措置決定通知書（第９号様式）により保護樹木等の所有者等に通知するものとする。この場合において、土地の買取り等を行わないときの通知には、保護樹木等の指定を解除する旨を記載するものとする。

第３章　みどりの育成

（公共施設の緑化基準）

第９条　条例第15条第１項に規定する公共施設の緑化基準は、別表第１に定めるとおりとする。

（緑化計画書）

第９条の２　条例第17条第１項に規定する緑化に関する計画書の提出は、緑化計画書（第10号様式）に緑化に関する計画を明らかにする図面等を添えて行わなければならない。

（建築行為に係る緑化基準）

第９条の３　条例第17条第２項に規定する緑化基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)　公共施設の地上部の緑化にあっては、別表第２に定める面積以上を緑化すること。

(2)　民間施設の地上部の緑化にあっては、別表第３に定める面積以上を緑化すること。

(3)　建築物上（建築物の屋上、壁面、ベランダ等をいう。以下同じ。）の緑化にあっては、建築面積の10分の２以上を緑化すること。

２　前項第１号又は第２号の地上部の緑化の面積の基準を満たすことが困難な特別の理由があると区長が認めるときは、同号に掲げる基準による当該敷地において必要な緑化面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、建築物上の同一面積の緑化をもって代えることができる。ただし、この場合において、当該建築物上における緑化面積は、同項第３号に掲げる基準による建築物上の緑化面積には含まれないものとする。

３　第１項第３号の建築物上の緑化の面積の基準を満たすことが困難な特別の理由があると区長が認めるときは、同号に掲げる基準による当該建築物上において必要な緑化面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、地上部の同一面積の緑化をもって代えることができる。ただし、この場合において、当該地上部における緑化面積は、同項第１号又は第２号に掲げる基準による地上部の緑化面積には含まれないものとする。

（緑化完了の届出）

第９条の４　条例第17条第３項に規定する緑化の完了の届出は、緑化完了報告書（第11号様式）によるものとする。

２　区長は、前項の規定による緑化完了報告書を受理したときは、緑化の完了を確認し、建築主に緑化完了確認通知書（第12号様式）を交付するものとする。

（みどりの協定の申請等）

第10条　条例第19条に規定するみどりの協定を締結することができる区域の大きさは、10戸以上の建築物の集団を基礎とする。

２　みどりの協定を締結しようとする区民、居住者又は事業者は、みどりの協定締結申請書（第13号様式）を区長に提出しなければならない。

（モデル地区の指定基準）

第11条　条例第20条に規定する規則で定めるみどりのモデル地区は、次の各号に掲げる地区とする。

(1)　みどりの保全モデル地区　緑被率が比較的高い地域において、今あるみどりの保全及び推進を図る地区

(2)　みどりの推進モデル地区　緑被率が低い地域において、みどりを増やして育てることを図る地区

２　区長は、前項のモデル地区を指定するときは、１街区以上、１町会の区域を基準とする。

（モデル地区の指定等の公表）

第12条　条例第20条第３項（条例第20条第５項で準用する場合を含む。）に規定する公表については、次の事項を掲げるものとする。

(1)　地区の名称及び位置

(2)　地区の区域及び面積

第４章　みどりの普及啓発

（グリーン・リーダーの委嘱等）

第13条　条例第22条に規定するグリーン・リーダーは、区内に在住し、みどりに深い関心を持つ者のうちから区長が委嘱する。

２　グリーン・リーダーの定数は、50人以内とする。

３　グリーン・リーダーの任期は、２年とする。ただし、欠員が生じた場合は補充し、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

（花とみどりの審議会組織）

第14条　条例第23条に規定する東京都台東区花とみどりの審議会（以下「審議会」という。）の委員の構成は、次によるものとする。

(1)　区民　５人以内

(2)　学識経験者　７人以内

(3)　区議会議員　２人以内

（会長及び副会長）

第15条　審議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選による。

３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第16条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

（委員以外の出席）

第17条　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて意見を聴くことができる。

（幹事）

第18条　審議会に、区長が区職員のうちから任命する幹事を置く。

（庶務）

第19条　審議会の庶務は、環境清掃部環境課において処理する。

第５章　雑則

（身分証明書）

第20条　条例第25条に規定する身分を示す証明書は、第14号様式によるものとする。

（公表の方法）

第21条　条例第18条第２項の規定による公表は、広報に登載する方法等により行う。

（委任）

第22条　この規則の施行に関し必要な事項は、別に区長が定める。

付　則

この規則は、平成５年４月１日から施行する。

付　則（平成10年４月１日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成13年４月１日規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成14年11月１日規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成17年３月31日規則第39号）

１　この規則は、平成17年７月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　この規則による改正後の東京都台東区みどりの条例施行規則の規定は、施行日以後に

次の各号のいずれかの行為（以下「確認申請等」という。）を行う者について適用し、同日前に確認申請等を行った者については、なお従前の例による。

(1)　建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による確認の申請

(2)　法第６条の２第１項の規定による確認を受けるための書類の提出

(3)　法第18条第２項の規定による計画の通知

付　則（平成21年３月31日規則第34号）

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

付　則（平成28年３月31日規則第76号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

付　則（平成29年３月27日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（令和元年５月７日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（令和４年３月11日規則第38号）

１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

２　この規則による改正前の東京都台東区みどりの条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付　則（令和８年３月31日規則第49号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第９条関係）

公共施設の緑化基準

施設の種類	緑化の基準
道路	1　歩道の幅員が2.5メートル以上の道路については、道路の区分又は状況に応じて、街路樹及び植栽帯又はそのいずれかを設ける。 2　歩道の幅員が2.5メートル未満の道路については、可能な限り植栽する。
公園等	1　敷地面積の10分の3以上の面積を緑化する。
学校庁舎等	1　敷地面積が300平方メートル以上の施設の緑化対象面積の基準は、次に掲げるところによる。 ア　近隣商業地域及び商業地域の基準は、敷地面積の100分の5以上

	とする。 イ　上記以外の地域の基準は、敷地面積の100分の8以上とする。 2　接道部の緑化に務める。

施設の機能、目的又は周囲の状況その他の理由によりこの基準の適用が困難であると区長が認めたときは、この基準を緩和できる。

別表第２（第９条の３関係）

建築行為に係る公共施設の地上部の緑化基準

区分	緑化面積
近隣商業地域又は商業地域内に存するもの	敷地面積の100分の5
上記以外の地域に存するもの	敷地面積の100分の8

別表第３（第９条の３関係）

建築行為に係る民間施設の地上部の緑化基準

区分	緑化面積
敷地面積が100平方メートル未満のもの	敷地面積の100分の1
敷地面積が100平方メートル以上200平方メートル未満のもの	敷地面積の100分の2
敷地面積が200平方メートル以上300平方メートル未満のもの	敷地面積の100分の3
敷地面積が300平方メートル以上で、近隣商業地域及び商業地域内に存するもの	敷地面積の100分の4
敷地面積が300平方メートル以上で、近隣商業地域及び商業地域以外の地域に存するもの	敷地面積の100分の8